広島市立大学教授会規程

平成22年4月1日 規 程 第 6 号

(趣旨)

第1条 この規程は、広島市立大学学則(平成22年公立大学法人広島市立大学学則 第1号。以下「学則」という。)第15条第4項の規定に基づき、学部及び研究所 (以下「学部等」という。)の教授会の組織及び運営に関し必要な事項を定める ものとする。

(組織)

第2条 学則第15条第2項の規定により、同条第3項第2号から第8号までに掲げる事項(研究所の教授会にあっては、第5号及び第6号に掲げる事項を除く。)の審議については、教授会は、当該学部等の准教授、講師及び助教をその構成員として加えることができる。

(招集)

- 第3条 教授会は、学部長又は所長(以下「学部長等」という。)が招集する。
- 2 学部長等は、構成員の3分の1以上の者から請求があるときは、教授会を招集 しなければならない。

(議事)

- 第4条 教授会に議長を置き、学部長等をもって充てる。
- 2 議長は、教授会を主宰する。
- 3 教授会は、構成員(海外渡航中の者、産前・産後の特別休暇中の者、育児休業中の者及び休職中の者を除く。)の3分の2以上の出席がなければ、会議を開く ことができない。
- 4 学則第15条第3項第2号から第8号までに掲げる事項に関する議事は出席構成 員の過半数で、同項第1号に掲げる事項に関する議事は出席構成員の3分の2以 上でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合にお いて、議長は、議決に加わる権利を有しない。

(職務代理)

第5条 議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、学部の教授会にあっては 副学部長が、研究所の教授会にあっては副所長が、その職務を代理する。

(委員会)

- 第6条 教授会に、学部等に関する専門の事項を調査し、又は企画するため、委員会を置くことができる。
- 2 前項の委員会の運営等に関し必要な事項は、教授会が定める。

(構成員以外の者の出席)

- 第7条 議長が必要と認めるときは、構成員以外の者の教授会への出席を求め、意見を聴くことができる。
- 2 前項の規定により教授会に出席した構成員以外の者は、議決に加わる権利を有 しない。

(議事録)

- 第8条 教授会の議事については、議事録を作成し、議事の経過及び結果並びに出 席構成員の氏名を明らかにしておかなければならない。
- 2 議事録には、議長及び出席構成員1人が署名しなければならない。

(事務)

第9条 教授会に関する事務は、事務局教務・学部運営室において遂行する。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、教授会の組織及び運営に関し必要な事項は、教授会が別に定める。

附則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成22年10月1日から施行する。

附則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年7月1日から施行する。

附則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。